

## 大阪府は無法地帯か？！

### コンプライアンス無視、労働者無視の姿勢に終始する府

橋下知事の大リストラ提案撤回・夏期一時金要求教育合同・阪学労第2回対府団体交渉（教育合同第3回団交）が先週末の6月20日（金）17時より開催されました。この日で府のリストラ提案が確定されるという重大な時期に、大阪府は姑息にも府労連・府労組連の交渉と教育合同・阪学労の団交を同時開催させないという汚いやり方を使ってきました。しかし、交渉団はそのような府の姿勢を吹き飛ばすかのような論陣を張って、大阪府に激しく詰め寄りました。

冒頭の、「自衛隊体験入隊発言」を批判し知事に法に則った誠実な団交を求める教育合同・武井委員長の開会挨拶を受けて、団交はまず、前回団交の府側持ち帰り検討課題の回答から始まりました。

#### 持ち帰り課題への府側回答（抜粋・要約）

- ・ 給与削減率の根拠は標準的な昇給経過をシミュレーション。全体として一律カット。
- ・ 戒告処分同等の削減率は本人の責によるものではない
- ・ 退職手当削減の「当分の間」とは、国の動向を見据えるため。退職手当は報奨的性格が強い。
- ・ 非常勤報酬単価削減についてこれまでの翌年度見直し、千円単位四捨五入原則を今回適用しなかったのは、今回の削減は通常の給与改定の趣旨とは異なるから。また、誤差を抑制するため。
- ・ 現在、府人事委からの見解は出ていない。7月上旬に人事委の意見が出される予定。スト権代償措置としての人事委制度は尊重するが、厳しい財政状況である。
- ・ 特嘱・若特の報酬を年度途中で改定するには要綱の改定の必要性がある。
- ・ 旅費制度見直しの中の「2,200円」の根拠は条例42条（調整規定）にある。

この回答を受けて、交渉団は府の姿勢の追及を始めました。

#### 橋下<怪>文書について

まず、人件費削減提案（5月22日）以降、市町村立学校で配布された、日付も公印もなく、一人称を「僕」と語って誰が誰に出しているのか判然としない橋下名の文書（府立にはSSCで送られた）の性格を問いました。驚いたことに、市町村への発出担当の教職員企画Gの誰一人「公文書か私文書か」答えられませんでした。労使の団体交渉がまさに始まろうとするときに、使用者側代表が組合の頭越しに職員一人ひとりに「お願い」をするのはまさに組合弱体化を意図した不当労働行為です。途中で、府側出席者が「太田知事の時代から前例はあった」という事実無根の発言を繰り返す場面があって紛糾し、今回の文書が労使関係のルール違反に相当するかどうか府側が持ち帰り検討することとなりました。

#### 財政危機の責任とその解決について

次に交渉団は、これまでの財政危機の責任の所在を問いました。府側は「これまでベストを尽くしてきた」というのみで、労働者に責任を転嫁することについて一言も釈明しません。<職員賃金をカットせず公債費カットと差別賃金制度の廃止で財政再建できる！>という一貫した組合側主張にかかわって、交渉団は、現在の案では5兆円の府債残高を何年で解消するのか、と追及しました。しかし、府側参加

者はその数字すら持っておらず回答できません。案でもそれは触れていません。これでは、知事の「将来世代に負担はかけない」という主張とも大きく矛盾しています。組合側資料では、今の財政方針のままでは2035年まで公債費負担は続くとなっています。この点も持ち帰り課題となりました。

#### 人事査定制度とカット率で二重の差別

次に交渉団は、一般職員の賃金カット率を4%~10%の段階別に設定していることについて、その段階が「4号給昇給したと仮定して」と制度設計されていることに対し、それでは査定結果によって二重の不利益が生ずる、と怒りの声を突きつけました。たとえば、これまで4%カットだった者が査定結果で実際には3号給昇給であったのに提案では「4号給昇給した」とみなして6%カットに移行するわけです。逆にS、A評価で5号給昇給の場合はそれと逆の有利な事態が生じます。この点について府側は「人事評価制度により差がつくので、その結果である」ことを言明し、評価が低ければ損をして評価が高くなれば得をする方法であることを正当化しました。組合側は、それは二重の差別だと糾弾しましたが撤回しませんでした。

#### 退職金カットについて

また、退職金5%カットについても、府がこれまでの「退職手当は給与の後払い的性格」という説明をかなぐり捨て、「報奨金的性格」とすり替えて退職手当債185億円のうち100億円は減債基金に積む、と新たな説明をし、それでは退職手当債もトンネル資金かと交渉団は厳しく追及しました。

#### 非常勤単価改定について

さらに、非常勤の賃金カットについても、これまでの運用の一方的変更(千円単位 十円単位)を「これまでの賃金改定とは趣旨が違う」言い訳にもならない回答、中労委で自ら陳述していた内容とも矛盾する回答に終始する始末でした。また、非常勤特嘱・若特の賃金は就業規則に相当すると府も認める要綱に通年の賃金単価が記載されている点について、「権限ある行政権限者の通知文があれば年度途中でも変更可能」というようなとんでもない発言も飛び出しましたが、府側が8月からの新たな雇用と賃金引き下げについてどのように説明できるのか持ち帰って検討する、と確認されました。

## 教育合同はストライキを背景にあくまで提案撤回を求める！

しかし、団交の終盤で、交渉の膠着状態を見据えた教育合同・武井委員長より、「このままでは、組合としてまったく許すことはできない。教育合同はストライキ闘争も辞さず、阪学労とともにさらに府を攻めあげていく」との重大な決意表明がなされ、この日は、その後、さらに府側が府労連、府労組連との交渉を設定していたため、阪学労・銅委員長の怒りに満ちた終わりの挨拶の後、団交は21時で打ち切られて、持ち帰り課題含めて次回継続団交が今週早々に設定されることになりました。

20日から21日にかけての府労連・府労組連との交渉の結果、府は両組合とも決裂した、ただし、通勤手当の交通用具使用の場合の支給区分(一般、通勤不便者、身体障がい者)を1区分に統合するという点は撤回された、という報告が21日に府側から入りました。

今回の橋下大リストラ提案は、上記以外にも非常勤(教務事務補助員等)330名の生首を切る解雇など、労働組合として決して許すことのできない内容ばかりです。教育合同・阪学労としても、例年の一時金団交とはまったく異なる重大な決意で今回の団交に臨んでいます。

さらに、このような不誠実な団交を許すことはできないと、教育合同は、週明けの本日、早速、財源問題の団交議題拒否、回答権限者である知事・財政担当者の出席拒否、他組合の交渉に知事が出席している組合間差別、組合の頭越しの文書配布等が団交拒否・組合への支配介入に当たるとして、不当労働行為救済申立を大阪府労委に行ないます。このように組合の主張を社会化していくことで、団交にも厚みが出てきます。次回団交に、さらに多くの組合員の参加を！